

総 則

目 次

第1章 計画の方針.....	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の理念.....	1
第3節 計画の修正.....	2
第4節 計画の用語.....	2
第5節 計画の周知徹底.....	2
第6節 計画の運用.....	2
第7節 計画の円滑化.....	2
第2章 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱.....	4
第1節 精華町.....	4
第2節 京都府.....	5
第3節 指定地方行政機関.....	6
第4節 自衛隊.....	6
第5節 指定公共機関.....	7
第6節 指定地方公共機関.....	8
第7節 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者.....	8
第3章 精華町の概況.....	9
第1節 地勢.....	9
第2節 気象特性.....	10
第4章 風水害の履歴と災害特性.....	10
第1節 風水害の履歴.....	10
第2節 風水害の災害特性.....	10

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、精華町防災会議が作成する計画であって、精華町の地域に係る総合的な防災計画を策定し、行政と住民が一体となって風水害及び地震に強いまちづくりを進め、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する協働総合防災を目的とし、基本目標として次の事項を掲げる。

- 人命の保護が最大限図られること。
- 精華町の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること。
- 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- 迅速な復旧・復興に資すること。

この基本目標を達成するため、協働総合防災を基本的考え方とする。

- 1 災害関係諸法及び「精華町国土強靱化地域計画」に基づき、国・府の活動に密接に連携して防災諸活動を行う。
- 2 「地区防災計画」策定をはじめとする防災諸活動を通じ、住民の「自らの町は自ら守る。」精神を涵養する。
- 3 住民の防災上のニーズを掌握して、国・府の防災諸活動の円滑化に最大限協力する。
この考え方に基づき、本計画においては次の事項について定める。
 - 精華町の地域に係る防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
 - 気象等の予報、防災施設の新設、改良及び保安並びに訓練・調査その他災害予防計画
 - 災害対策本部等の運用、通信情報及び消防、水防の対策並びに救助、衛生、災害廃棄物処理、その他防災施設等の災害応急対策計画
 - 公共土木施設、農林業等施設及び住宅・中小企業等の災害復旧・復興計画
 - その他必要な事項

第2節 計画の理念

この計画に基づく防災対策は、次のような理念のもとに協働総合防災を推進する。

- 1 能動的な災害対策の実施
災害を単なる自然現象としてではなく、社会的に対応が可能な現象として認識し、長期的視点に立って災害に強い都市・地域づくりに努めるとともに、事業継続計画（BCP）及び災害時受援計画を作成するなど、早期の復旧・復興に努める。このため、国・府の防災政策と密接に連携し、「精華町国土強靱化地域計画」に基づき、町総合計画に防災視点を採り入れるとともに、自主防災組織の拡充に努める。
- 2 自然的、社会的条件を考慮し、地域特性を生かした総合防災計画
精華町域には木津川、山田川、煤谷川等が流れており、三分割される地形的弱点を有し、地域毎独自性を有する。この本質的弱点を克服するため、国・府の科学的見地に基づく防災研究成果を活用し、町の総合防災システムを確立するとともに防災上の教育訓練を充実させる。
- 3 広域災害、複合災害対策
令和元年台風第19号を踏まえ、広域災害、複合災害に対応した対策の推進に努める。
このため、国・府と円滑な連携を図れるよう、普段から国・府主催の防災活動への参加、防災ボランティアの養成に努める。
- 4 平常業務における防災対策の推進
防災対策は、災害に対する日常の「構え」が重要であり、各種施策・事業の企画実施に際し防災の観点を取り入れるとともに、平常時から効率的危機管理体制の整備・維持に努める。この際、町は、LGBT等の人権に配慮し、要支援者の把握に努めるとともに、多くの住民に防災訓練への参加を呼びかける。また、国・府の活動が容易となるよう受援施設の整備・充実に努める。
- 5 住民・行政・企業の役割分担を明確にした防災計画
災害対策は、住民・行政・企業の役割分担が極めて重要である。このため、町は住民の「地区防災計画」策定を通じ、ニーズの把握に努め、住民と企業との協力を斡旋するとともに、国・府に対しては指定地方行政機関及び指定公共機関との調整斡旋を期待する。

6 何よりも住民が生き残るための防災計画

災害発生時には、まず「自らのまち、生命・財産は自らで守る。」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、コミュニティー機能を向上させ、住民自身及び地域の自治会等による自主的避難所の開設等、住民相互間の自主的な地区防災能力充実の支援に努める。そして発災時には、行政が速やかに初動体制を立ち上げ、国・府に対して行動の基盤を提供する等、対策を実施すること（公助）はもとより、住民一人ひとりが自分の身は自分で守るという姿勢に立ち（自助）、近隣及び地区相互の助け合いにより（共助）、本格的な救援体制が整うまでの少なくとも3日間は、自給できる減災の計画とする。

第3節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正し、指定公共機関が作成する防災業務計画や京都府の京都府地域防災計画等、他の計画と整合を図る。

なお、修正にあたっては、女性、要支援者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努めるとともに、関係機関の意見等を聴取する。

また、計画を修正したときは、災害対策基本法第42条第5項の規定により、府知事に報告するとともに、住民等にその要旨を公表する。なお、公表の手段として、広報紙・ホームページに掲載する等により周知する。

第4節 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

- | | |
|-------------|---------------------|
| 1. 災対法 | |
| 2. 救助法 | 災害救助法（昭和22年法律第118号） |
| 3. 府 | 京都府 |
| 4. 町 | 精華町 |
| 5. 府防災計画 | 京都府地域防災計画 |
| 6. 町防災計画 | 精華町地域防災計画 |
| 7. 災害対策本部 | 精華町災害対策本部 |
| 8. 災害支援対策本部 | 精華町災害支援対策本部 |
| 9. 消防本部 | 精華町消防本部 |
| 10. 自治会等 | 自治会、自主防災組織 |

第5節 計画の周知徹底

本計画は、町防災会議委員の属する機関をはじめ、関係公共機関等において平素から研究、訓練その他の方法によって習熟に努めるとともに、その機関にかかる計画については、必要に応じ、職員あるいは地域住民に対し周知徹底する。

第6節 計画の運用

この計画に掲げられた事項を円滑に運用するため、各部・各機関においては、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期す。

第7節 計画の円滑化

本計画を実効性のあるものにするため、町及び防災関係機関は、防災に関して理解を深め、防災に対する能力を高めるために、次に示すそれぞれの果たす役割を確認しあい、相互に連携した協働総合防災を行えるようにする。

- 1 住民の果たす役割としては、「自らのまちは自ら守る。」精神のもと、住宅の暴風・洪水等に対する必要な強化対策、住宅の防災化、ブロック塀の生垣化、水・食料の備蓄等及び災害時の行動の習熟・訓練等により、住民はこれらの防災行動力の向上に努める。また、企業の果たすべき役割として従業員（外国人含む。）及び顧客の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等があり、これらの実現に企業は積極的に取り組む。さらに自治会等が果たすべき役割として、「地区防災計画」に基づく地域における防災体制の確立、避難所の運営等がある。
- 2 町の果たす役割として「精華町国土強靱化地域計画」に基づく災害に強い精華町づくり、住民への防災に関する働きかけ、災害時の初動体制の確立等種々必要な対応があり、これらに対して行政は十分な機能を果たせるような取り組みを行う。このため、防災に関する住民ニーズを

的確に把握するとともに、町の対応能力を超える場合には国・府が十分な能力を発揮しえるよう、普段から国・府主催の防災訓練に積極的に参加するとともに、有形無形の受援体制を整備する。

- 3 国・府に期待すべき役割としては、町の能力を超える事態への対応である。災害予防にあつては国土強靱化への指導及び予算の確保、災害応急対策にあつては、情報提供、救出救護、医療支援、食糧供給、防疫対策、災害廃棄物処理、災害警備等の応援、復旧・復興にあつては、生活確保、資金調達、住宅、公共施設及び企業の復興等の支援である。

第2章 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 精華町

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
精華町	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策計画の作成 2. 防災に関する組織の整備 3. 水防資材の充実と点検 4. 交通・情報通信等都市機能の集積に対する防災対策 5. 防災のための施設整備 6. 河川、道路等の防災対策 7. 災害危険箇所等の発見と防災対策の充実 8. 防災思想の普及及び防災訓練の実施 9. 自主防災組織の育成指導及びボランティア等自発的な防災活動の推進 10. 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町防災会議及び町災害対策本部に関する事務 2. 情報の収集と伝達 3. 災害被害の調査報告と情報の収集及び広報並びに被災者に対する的確な情報提供 4. 避難の勧告又は指示 5. 災害の防除と拡大の防止 6. 救助、防疫等被災者救助保護及び特に配慮を要するものに対する防災上必要な措置 7. 被害状況調査及び災害応急対策 8. 消防、水防、その他応急措置 9. 被災町営施設の応急対策 10. 避難所における良好な生活環境の確保 11. 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保 12. 災害時における文教対策 13. 災害対策要員の動員 14. 災害時における交通、輸送の確保 15. 関係団体が実施する災害応急対策等の調整 16. 被災者の援護を図るための措置 17. 災害廃棄物の処理 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 復旧資材の確保 2. 被災者に対する生活支援及び相談 3. 被災企業等に対する融資等対策 4. 被災箇所及び施設の復旧 5. 再発防止の調査と対策
精華町消防本部・署・団 (以下「消防本部(団)」という。)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 危険物等の保安対策 2. 火災の予防対策 3. 防災のための施設整備 4. 水防のための施設整備 5. 自主防災組織の育成指導 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 火災警報の発令及び伝達 2. 火災時の出動及び消火活動 3. 救助・救命活動 4. 相互応援の実施 5. 水防活動 6. 避難の実施 7. 被災者の救出活動 8. 危険物等の応急対策 	

第2節 京都府

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
京都府 山城広域 振興局 木津地域総務 防災課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策計画の作成 2. 防災に関する組織の整備 3. 交通・情報通信等都市機能の集積に対する防災対策 4. 防災のための施設整備 5. 河川、道路、橋梁等の整備と防災対策 6. 水防資材の整備と点検 7. 防災思想の普及及び防災訓練の実施 8. 災害用防疫、医薬品の整備 9. 自主防災組織の育成指導及びボランティア等自発的な防災活動の推進 	<p>【山城広域振興局】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 京都府山城災害対策支部に関する事務 2. 災害に関する予警報の連絡 3. 避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等に係る助言 4. 精華町災害対策本部、自衛隊その他関係機関との応援等に関する連絡調整 5. 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報 6. 被災者の救助保護 7. 被災府営施設の応急対策 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 復旧資材の確保 2. 被災者に対する支援 3. 被災企業等に対する融資等対策 4. 公共土木施設の災害復旧 5. 二次災害の防止の措置及び災害拡大の防止 6. 被災原因調査と防災対策
山城南土木事務所		<p>【山城南土木事務所】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 河川、道路、橋梁等の被害状況調査報告及び応急対策 2. 災害による水防活動の指導 3. 被災公共土木施設の応急復旧 	
流域下水道事務所		<p>【流域下水道事務所】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 下水処理場と幹線管渠の管理・点検及び応急対策 	
山城南保健所		<p>【山城南保健所】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害用医療品等の整備補給 2. 医療機関の被害状況調査及び応急対策 3. 医療救護、防疫及び飲料水の供給 4. 災害医療に関する調整 	
山城教育局		<p>【山城教育局】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育関係被害状況の収集整理及び応急対策 2. 災害地における児童生徒等の応急教育 3. 教科書の調達及び配分 4. 災害時における休校、登下校の措置 	
木津警察署		<p>【木津警察署】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害に関する情報収集及び広報 2. 被災者の救出救助及び避難措置 3. 被災地及び避難場所における犯罪の予防検挙 4. 被災地及びその周辺の交通規制 5. 危険物の保安措置 	

第3節 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿運輸局	1. 所管する交通施設及び設備の整備についての指導	1. 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 2. 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 3. 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者及び倉庫事業者に対する協力要請 4. 特に必要があると認める場合の輸送命令 5. 災害時における交通機関利用者への情報の提供	
近畿経済産業局		1. 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達 2. 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達	1. 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援 2. 電気・ガスの供給の確保及び復旧支援
近畿地方整備局	1. 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2. 応急復旧資機材の備蓄及び整備 3. 木津川洪水予警報の発表伝達の周知	1. 被害状況把握の支援	
淀川河川事務所	1. 木津川の水防予警報等の発表伝達の周知	1. 木津川の被害状況の調査と応急復旧	1. 木津川の被災施設の復旧 2. 被災原因調査と対策
京都国道事務所	1. 国道163号の防災対策	1. 国道163号の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保	1. 国道163号の二次災害の防止及び復旧
大阪管区気象台 京都地方気象台	1. 気象状況の観測 2. 気象観測資料の提供 3. 地震及び津波の観測並びにこれらに関する資料の収集 4. 地震及び津波に関する知識の普及並びに資料の提供	1. 気象情報の発表及び通報 2. 津波予報等の発表及び通知 3. 地震及び津波に関する情報の発表及び通知	
大阪地域センター 近畿農政局	1. 主要食料の備蓄	1. 災害時における主要食料の応急配給	
近畿総合通信局	1. 電波及び有線電気通信の監理 2. 非常通信協議会の育成指導	1. 非常時における重要通信の確保	

第4節 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
陸上自衛隊第4施設団		1. 災害応急対策の支援特に偵察 2. 人命の救助活動及び道路応急啓開 3. 水防及び消防活動 4. 救援物資等の輸送活動 5. 応急医療、防疫、炊飯、給水及び通信の支援	

第5節 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
西日本電信電話株式会社京都支店	1. 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 2. 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。 3. 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保	1. 緊急通話の取扱 2. 被災通信施設の応急対策	1. 被災通信施設の復旧対策 2. 被災地における情報流通について、住民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携
KDDI株式会社	同上	同上	同上
株式会社NTTドコモ関西支社	同上	同上	同上
ソフトバンクモバイル株式会社	同上	同上	同上
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	同上	同上	同上
日本赤十字社 京都府支部		1. 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護 2. 災害時における被災者の救援保護 3. 災害救助等の災害ボランティアの連絡調整	1. 義援金品の募集配分
西日本旅客鉄道株式会社	1. 鉄道施設等の保全	1. 救助物資及び避難者の輸送 2. JR通信施設の確保と通信連絡の協力	1. 被災施設の復旧対策
関西電力送配電株式会社 京都支店	1. 電気施設等の整備と防災管理	1. 災害時における電力供給 2. 被災施設の応急対策	1. 電気施設の復旧
福山通運株式会社		1. 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送及び避難の協力	
佐川急便株式会社		同上	
ヤマト運輸株式会社		同上	
西濃運輸株式会社		同上	
大阪ガス株式会社 北東部同幹部	1. ガス施設等の整備と防災管理	1. 災害時におけるガス供給 2. 被災施設の応急対策	1. ガス施設の復旧
日本郵便株式会社 (京都中央郵便局)		1. 災害時における郵便物の送達の確保 2. 郵便局の窓口業務の維持	1. 被災地あて救助用郵便物の料金免除 2. 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 3. 被災者が差し出す郵便物の料金免除
独立行政法人水資源機構 (木津川ダム総合管理所)	1. ダム施設等の整備と防災管理	1. ダムの放流の調節及び連絡	
西日本高速道路株式会社	1. 高速道路の保全	1. 高速道路の応急対策	1. 高速道路の復旧

日本放送協会京都放送局	1. 防災知識の普及と予警報の周知徹底	1. 被災情報等の広報 2. 災害応急対策等の徹底 3. 災害拡大防止のための広報	1. 社会事業団等による義援金品の募集
-------------	---------------------	---	---------------------

第6節 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
株式会社 京都放送	1. 防災知識の普及と予警報の周知徹底	1. 被災情報等の広報 2. 災害応急対策等の徹底 3. 災害拡大防止のための広報	1. 社会事業団等による義援金品の募集
株式会社エフエム 京都	1. 防災知識の普及と予警報の周知徹底	1. 被災情報等の広報 2. 災害応急対策等の徹底 3. 災害拡大防止のための広報	1. 社会事業団等による義援金品の募集
近畿日本鉄道 株式会社	1. 鉄軌道施設の整備	1. 災害時における緊急輸送	1. 被災施設の復旧
一般社団法人京都 府バス協会		1. 協会所属各社との連絡調整	
一般社団法人京都 府トラック協会		1. 協会所属各社との連絡調整	
一般社団法人京都 府LPガス協会	1. プロパンガスによる災害の防止と保安の確保	1. 災害時のプロパンガスの供給確保 2. 協会所属のプロパンガス取扱機関との連絡調整	
一般社団法人 京都府医師会		1. 災害時における医療救護の実施	
公益社団法人 京都府看護協会		1. 災害時における医療救護の実施 2. 避難所における避難者の健康対策	
一般社団法人 京都府薬剤師会	1. 調剤業務及び医薬品の管理	1. 災害時における医療救護に必要な医薬品の提供	
一般社団法人 京都府歯科医師会		1. 避難所における避難者の健康対策 2. 遺体の検視、死体調査、身元確認及び処理に関する協力	

第7節 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
相楽郡川西土地改良 区	1. 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理 2. たん水の防排除施設の整備	1. 被災施設の応急対策 2. 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧	1. 被災施設の復旧
京都やましろ農業協 同組合		1. 被災施設の応急対策	1. 共同利用施設の復旧 2. 被災組合員への融資又はそのあつ旋 3. 生産資材等の確保、あつ旋
金融機関			1. 被災者に対する復旧資金融資
プロパンガス取扱機 関	1. プロパンガスの防災管理	1. 災害時におけるプロパンガスの安全供給	
奈良交通株式会社		1. 災害時における緊急輸送	1. 被災施設の復旧
都市再生機構	1. 開発地域の防災対策		1. 開発地域の復旧・復興

一般社団法人相楽医師会 医療機関	1. 医療施設の整備と避難訓練	1. 災害時における医療救護	1. 被災施設の復旧
木津川市・精華町環境施設組合	1. 防災のための施設整備と防災管理 2. 防災思想の普及及び防災訓練の実施	1. 情報の収集と伝達 2. 災害の防除と拡大の防止 3. 被災処理施設の応急対策 4. 災害対策要員の動員 5. 関係団体が実施する災害応急対策等の調整	1. 被災施設の復旧 2. 廃棄物の適正処理
相楽郡広域事務組合	1. し尿処理施設等の防災管理	1. 被災処理施設等の応急対策 2. 被災時における応急活動	1. 被災施設の復旧
学校法人	1. 避難施設の整備と避難訓練	1. 被災時における応急対策	1. 被災施設の復旧
社会福祉法人	1. 避難施設の整備と避難訓練	1. 被災時における応急福祉活動	1. 被災施設の復旧
石油等取扱機関	1. 石油、ガソリン等油脂類の防災管理	1. 災害時における石油、ガソリン等油脂類の供給	
食料品取扱機関	1. 食料品の貯蔵におけるエネルギー確保の整備	1. 備蓄食料品の放出 2. 緊急食料供給体制の確立	
建築及び住宅・資材取扱機関		1. 応急用仮設住宅等への建設協力 2. 仮設トイレの供給協力	1. 住宅等建築物の復旧・再建への協力

第3章 精華町の概況

第1節 地勢

1 位置

町は、京都府の南西端に位置し、東は一部木津川を挟んで木津川市と、西は生駒市、南は木津川市と奈良市、北は京田辺市と接している。

町域面積は 25.68 k m² を有しており、西部と南部はなだらかな丘陵、東部には平坦な農地が広がり、東端には木津川が流れている。

2 地勢

地形的には、町域の東部に北流する木津川左岸の低地が広がり、中央部以西に 100～200m 程度の丘陵地が広がっている。木津川沿いの低地は、JR 学研都市線・近鉄京都線付近を境に氾濫平野と扇状地に二分され、氾濫平野には、かつての木津川の蛇行を示す旧河道や自然堤防が介在している。氾濫平野の多くは、水田として利用されている。

丘陵部を水源とする山田川、堀池川及び煤谷川は町の平坦地部を東に流れ、木津川に合流する。

地層は、生駒山系に属する洪積層の丘陵が南北に伸び、木津川に面した平坦部は、木津川とその支川の堆積によって形成された沖積層である。木津川支川は、花崗岩の崩壊による砂と花崗岩質の軟弱な洪積層の風化による土砂、砂礫が河床に堆積し、築堤河川となっている。

丘陵地の東側の低地は、沖積層の砂層や粘土層からなる。町域で最も低い地域にあたる。旧来、集落は木津川の氾濫を避けるため、自然堤防上や扇状地に形成されてきたが、最近では関西文化学術研究都市の建設による大規模な開発が丘陵地において顕著である。

3 道路・鉄道の位置

町には、自動車専用道路「京奈和自動車道」が南北に縦断している。国道は、国道 163 号が町域南部を東西に通っている。府道は、南北に府道 22 号（八幡木津線）、町域中央部を東西に府道 71 号（枚方山城線）・72 号（生駒精華線）、南北に府道 52 号（奈良精華線）が通っている。

また、西日本旅客鉄道株式会社が運行する J R 学研都市線、近畿日本鉄道株式会社が運行する近鉄京都線が走行している。

4 自衛隊施設

自衛隊施設としては、大字北稻八間小字縄田 259 に陸上自衛隊関西補給処祝園弾薬支処が所在している。

第2節 気象特性

町は主として瀬戸内海型の気候の特色を有し、冬は温暖で雨量が少なく、6～7月ごろの梅雨期と9月ごろの台風期は、降水量が増加することがある。

なお、2009～2019年の平均気温は15.6℃、年間平均雨量は1,592.9mmである。

気象庁 京田辺地域気象観測所データによる。

第4章 風水害の履歴と災害特性

第1節 風水害の履歴

町を含む府南山城地域は、旧来から木津川氾濫による堤防決壊等により大きな被害を受けてきた地域である。現在は堅牢な堤防が築かれており木津川から出水する危険性は低くなりつつあるが、堤防が十分に整備されていない時代には、頻繁に破堤し、水害をもたらしてきた。町においても被害があったという記録があるものの、詳細な被害記録等が存在しないため、被害箇所、死傷者数の特定はできない。確認できた状況を表に示す。

表 南山城地域における主な風水害

発生年月日	災害の種類	主な気象観測値	南山城地域の主な被害
昭.25. 9. 3	風水害（ジェーン台風）	瞬間最大風速： 京都 28.8m/s	死者7人、行方不明者4人、負傷者364人、家屋全半壊4015戸、床上浸水353戸
昭.28. 8.14～15	風水害（集中豪雨）南山城水害	総雨量： 東和東 680mm	死者221人、行方不明者115人、負傷者1366人、家屋全半壊1306戸、床上浸水1649戸
昭.36. 9.15～16	風水害（第2室戸台風）	瞬間最大風速： 京都 34.3m/s	死者12人、負傷者251人、家屋全半壊5486戸、床上浸水5戸
昭.47. 7.10～15	水害（集中豪雨）	総雨量： 木津 259mm	死者8人、負傷者17人、家屋全半壊48戸、床上浸水230戸
昭.61. 7.20～22	風水害（集中豪雨）	総雨量： 木津 195mm	死者1人、負傷者2人、家屋全半壊24戸、床上浸水162戸
平24. 8.13～14	京都府南部豪雨	時間雨量：菱田 107mm	精華町：床上浸水16戸、床下浸水66戸
		総雨量：宇治 307mm	宇治市：死者2人、全壊31棟（全焼1件を含む。）、半壊169棟、床上浸水779戸、床下浸水1297戸

第2節 風水害の災害特性

町における既往の風水害としては、昭和28年の南山城水害などがあげられるが、木津川右岸地域のような甚大な被害は、記録として残されていない。ただし、町の地形の成因や近隣市町での災害記録等を参考に考察すると、以下のような特性を挙げることができる。

1 外水氾濫

外水氾濫は、河川堤防の破堤等により、河川水が氾濫して生じる災害であり、一般に水位の上昇が急激で、流水の勢いが強いいため、家屋の流失や人的被害が生じるなど甚大な被害をもたらす場合が多い。

町において、最も甚大な被害をもたらす可能性が高いものは、一級河川木津川である。流域の広い木津川では、上流部における集中豪雨などにもとない、水位が急上昇する可能性があり注意が必要である。現在は、背後の広大な水田と次第に開発が進む市街地が控えており、今後の市街地の進行により、水害が発生した場合に想定される浸水規模は5mで、多くの被害が発生するものと予想される。

また、町域を流れる煤谷川（下流部は除く）や山田川などは、掘り込み式河道であるため、破堤等による大きな被害は生じにくい、その分、急激な水位上昇が起こりやすく、溢水による水害の発生頻度も高くなる。

2 内水氾濫

町域を流れる河川は、背後地の丘陵が低いことから、その流域も小さく比較的小規模な河川が多い。小規模な河川では、浸水による被害も小さいものの低地部では、丘陵地のように河川の勾配が急でないため、氾濫が生じやすく、合流先の木津川の水位が高い時などは特に内水氾

濫の危険性が高いといえる。

3 土砂災害

土砂災害は、急傾斜地や急崖、地すべり地形等において発生しやすいが、町では丘陵地の斜面勾配が比較的緩やかであるため、土砂災害は局地的な急傾斜地に集中しやすいといえる。また、丘陵地を造成した新たな開発地域（造成地）が多くみられることから、造成地で新たに生じた急な崖や高い盛土地等に対して適切な斜面对策を講じるように開発事業者を指導してきた。

このような状況下また、府では、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域と特別警戒区域を指定し、公表している。町内でも土砂災害警戒区域と特別警戒区域が8地区、58箇所指定されている。土砂災害の発生危険度は、降雨、地形、地質の状況等により異なるため兆候がつかみにくく、警戒区域以外でも土砂災害が発生する可能性があり、異常気象時には特に注意が必要である。